



## 第5章 2017年度税制改正の概要

平成29年度税制改正大綱に盛り込まれた、主な経済産業関係税制改正事項は以下の通りである。

- ◆ 第4次産業革命に対応した研究開発税制
- ◆ 中小・小規模事業者の「攻めの投資」の抜本強化
- ◆ 中小企業の賃上げ促進（所得拡大促進税制の見直し）
- ◆ 事業承継促進のための税制措置の強化等
- ◆ 中小企業に対する法人税の軽減税率の延長
- ◆ 地域未来投資促進税制の創設
- ◆ 企業ベンチャー投資促進税制の延長・強化
- ◆ 熊本地震対応・災害に関する税制上の措置
- ◆ 「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制
- ◆ 高度外国人材等の獲得強化
- ◆ 国際課税の見直し
- ◆ 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長
- ◆ 車体課税の抜本見直し

### 1. 2. 経済産業省関連 2017年度税制改正要望の経緯

2017年度税制改正は、自民党政権の下、自民党税制調査会、公明党税制調査会及び与党税制協議会において議論された。

経済産業省は、経済産業省税制改正要望をとりまとめ、8月31日に財務省及び総務省に提出した。その後、自民党・公明党の税制調査会での議論を経て、平成29年度税制改正大綱が12月22日に決定された。

### 1. 3. 2017年度経済産業関連税制改正

2017年度の主な経済産業関係税制改正事項は以下のとおり。

#### 1. 第4次産業革命に対応した研究開発税制

- ◆ 従来の「モノ」「技術」に加え、第4次産業革命型の「サービス」の開発が支援対象に追加された（例：センサー等により情報を収集・分析し、新たなヘルスケアや農業支援を提供するサービス等）。
- ◆ 投資の増減に応じて税額控除率を最低6%～最大14%とすることで支援にメリハリを効かせる仕組みが導入された（従来制度では、投資の増減にかかわらず8～10%の税額控除）。

- ◆ 中小企業支援の強化のため、従来制度を維持しつつ、5%超投資が増加した場合には、控除率（最大17%）と控除上限（10%）を上乗せすることとされた（従来制度では、控除率12%・控除上限25%）。
- ◆ オープンイノベーション支援（税額控除率20～30%）の手続要件が、企業実務に合わせて緩和された（例：共同研究の開始後に契約変更があった場合、変更前の費用も支援対象とする等）。

#### 2. 地域・中小企業向け「負担軽減パッケージ」

- ◆ 中小・小規模事業者の「攻めの投資」の抜本強化
  - ・ 固定資産税の軽減措置（中小企業の新規投資は3年間半額）の対象に、サービス業が多く活用する器具備品（例：高効率冷凍陳列棚）や建物附属設備（例：省エネ空調）が対象地域・業種を限定した上で追加された。
  - ・ サービス業等の生産性向上に向けた設備投資を即時償却によって強力に支援するため、中小企業経営強化税制が創設された。また、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制が延長された。
- ◆ 中小企業の賃上げ促進（所得拡大促進税制の見直し）
  - ・ 従来の支援措置（2012年度からの給与増加額に10%税額控除）に加え、2%以上賃上げした中小企業は、前年度からの給与増加額に22%税額控除を適用することとされた。
- ◆ 事業承継促進のための税制措置の強化等
  - ・ 取引相場のない株式の評価について、中小企業等の実力が適切に反映されるよう見直しが行われた（平均で1割程度の評価減）。
  - ・ 事業承継税制について、人手不足を踏まえた小規模企業の雇用要件の緩和（従業員5名未満は1名減少可：従業員4名→3名などを認める）や、生前贈与のリスク軽減（認定取消時の納税額の軽減）が行われた。
- ◆ 中小企業に対する法人税の軽減税率の延長
  - ・ 中小企業軽減税率が延長された（従来制度：所得800万円まで法人税率の本則19%を15%に軽減）。
- ◆ 地域未来投資促進税制の創設
  - ・ 地域未来投資促進法に基づき、地域経済を牽引する中堅企業等の設備投資を支援することとされた（機械装置等は特別償却40%・税額控除4%）。
- ◆ 企業ベンチャー投資促進税制の延長・強化

- ・ 地方のベンチャー投資を拡大するため、ベンチャーファンドの認定要件が 20 億円から 10 億円に引き下げられた。
- ◆ 熊本地震対応・災害に関する税制上の措置
  - ・ 熊本地震の復旧や今後の災害対応の観点から、被災代替資産等の特別償却等の措置を講じることとされた。

- ◆ エコカー減税制度については、自動車の需要を喚起する観点から、減税対象や非課税／免税対象について、1 年間は 2015 年度燃費基準+10%達成車を減税対象の下限とする等の措置が講じられた。

### 3. 「攻めの経営」の推進等の事業環境整備

- ◆ 「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制
  - ・ 株主総会期日を分散化するため、例えば 3 月期決算企業が株主総会を 7 月以降に開催する場合、株主総会後に法人税の申告を行うことが可能となった。
  - ・ 中長期的な企業経営を促進するため、従来 of 単年度の利益に連動する報酬に加え、複数年度の業績や株価に連動する報酬等が損金算入の対象となった。
  - ・ 機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフについて、法人や株主の譲渡損益や配当に対する課税の繰り延べが可能となった。
- ◆ 高度外国人材等の獲得強化
  - ・ 高度外国人材等の呼び込みを図るため、在留資格を有する者等、一定の条件を満たす外国人の相続税等について、課税対象を日本国内の財産に限定することとされた。
- ◆ 国際課税の見直し
  - ・ 外国子会社合算税制の見直しにおいて、海外展開を行う日本企業への過度な負担を回避するため、従来のトリガー税率と同水準（20%）以上の外国子会社は適用免除とする税率基準を導入する等、合理的で簡素な制度とすることとされた。
- ◆ 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長
  - ・ 海外との事業環境のイコールフッティングを図るため、精製時に不可避免的に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置が延長された。

### 4. 車体課税の抜本見直し

- ◆ エコカー減税制度（自動車取得税・自動車重量税）、グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）について、燃費の向上に応じた対象の重点化を図り、2 年間延長された。